

高浜発電所3号機の工事計画認可申請の補正書の概要

添付資料

- 工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条）に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 工事計画認可申請書は、申請者氏名・名称、工事計画（基本設計方針、機器の仕様等を記載する要目表、品質管理方法）、工事工程表、変更の理由、および各機器の詳細な内容を記載した添付書類（添付資料、添付図面）で構成。

	<例>	
	前回（平成27年7月16日）	今回（平成27年7月28日）
【基本設計方針】 ・ 記載内容の適正化	また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため、泡混合器（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））（原子炉格納施設の設備で兼用）により泡消火剤（4m ³ ）と混合しながら原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。	また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため、泡混合器（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））（原子炉格納施設の設備で兼用）により泡消火剤（4m ³ ）と混合しながら原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。
【添付資料】 ・ 記載内容の適正化	“ <u>タンクローリー</u> ”と“ <u>タンクローリ</u> ”の用語が混在。	“ <u>タンクローリー</u> ”に用語を統一。
【添付資料】 ・ 誤字の修正	重大事故等クラス2容器の耐圧部に用いるボルトについて、JSME PVB-3120の規定を参考とする場合、ボルトに作用する 機会 荷重及び内圧により作用する荷重以外に、重大事故等時の熱サイクルや内圧、曲げ等の影響程度を確認し、以下a.項及びb.項の評価における発生応力がそれぞれの許容値 $2S_m$ 、 $3S_m$ （弾性域内）に留まることを確認する。	重大事故等クラス2容器の耐圧部に用いるボルトについて、JSME PVB-3120の規定を参考とする場合、ボルトに作用する 機械 荷重及び内圧により作用する荷重以外に、重大事故等時の熱サイクルや内圧、曲げ等の影響程度を確認し、以下a.項及びb.項の評価における発生応力がそれぞれの許容値 $2S_m$ 、 $3S_m$ （弾性域内）に留まることを確認する。
【添付資料】 ・ 記載内容の充実		